

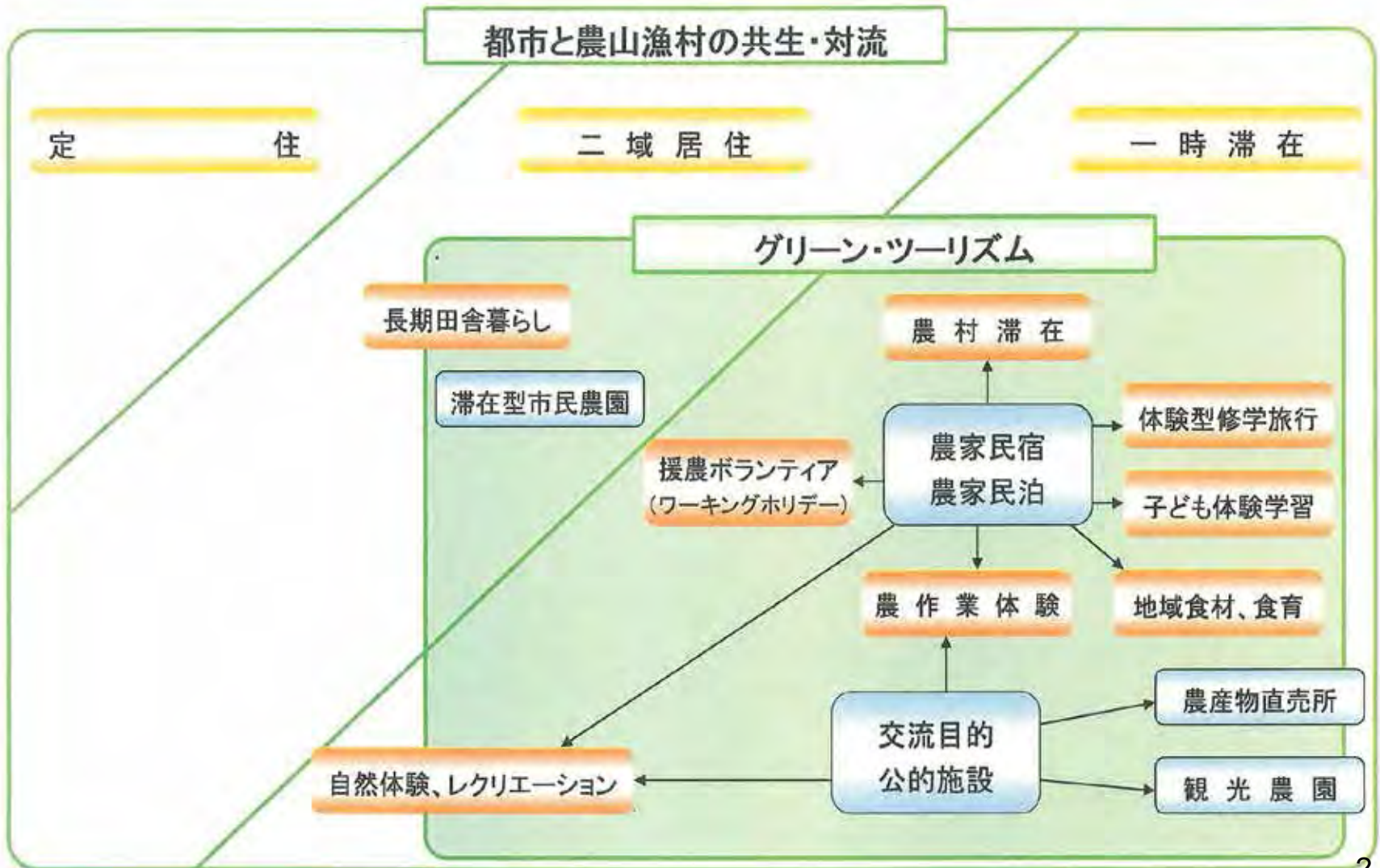
“ 農林漁家**民宿** ” とは

端的にいえば、「**農林漁業者**が経営する宿」のことです。

「**農林漁業**」 + 「**宿泊業**」



(参考4) 「都市と農山漁村の共生・対流」と「グリーン・ツーリズム」



“農林漁家**民宿**”の**開業**に係る関係法令

旅館業法：宿泊業を行う場合、「簡易宿所」等の営業許可が必要

食品衛生法：食事を営業で提供する場合、飲食店営業許可が必要

建築基準法：使用する物件の建築基準の確認、竣工検査が必要

消防法：宿泊業を行う場合、必要な防火のための対処が必要

浄化槽法：浄化槽の設置を求められる場合がある

農地法：農地の上で、宿泊業を行う場合、その事前協議が必要

自然公園法：自然公園のエリアに指定されている場合、許可が必要

等



農家民宿関係の規制緩和の状況

1. 全国における規制緩和

① 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃(H.15)

簡易宿所の民宿を開業する場合、33㎡以上の客室面積が必要

33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能

② 農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化(H.15)

宿泊者に対する送迎が「白タク営業」にあたるのでは？

宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題は無い。

③ 農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化(H.15)

農家民宿が行う体験ツアーの販売・広告は、旅行業法に抵触するのでは？

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。

④ 農家民宿における消防用設備等の設置基準の柔軟な対応(H.16)

農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け

地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能

⑤ 農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化(H.17)

農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合でも、火災時の延焼を防ぐ内装を義務付け

小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化

⑥ 農業生産法人の業務に民宿経営等を追加(H.17)

民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外

農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加

⑦ 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大(H.17)

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定

登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

2. 構造改革特区における規制緩和

○ 農家民宿等による濁酒の製造事業の特区(どぶろく特区)(H.15～)

製造量が6klに達しない場合、雑酒(濁酒)の製造免許を受けることができない。

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(6kl)を適用しない。

3. 都道府県段階における規制緩和

○ 農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請(H17) <厚生省、農水省 → 都道府県等へ要請通知>

農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用

(営業専用の調理施設必要等)

既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請

(家族兼用の調理場を認める等)

旅館業法に基づく宿泊業の分類

～ “小規模型の農林漁家民宿” の位置づけ ～

	ホテル	旅館	簡易宿所
定義	洋風につくられた施設	和風につくられた施設	多人数で共用する施設
客室床面積	洋室9 m ² 以上(6帖) 和室7 m ² 以上(4.5帖)	洋室9 m ² 以上(6帖) 和室7 m ² 以上(4.5帖)	延べ床面積 33 m ² 以上(20帖) 農林漁業者には当条件を撤廃
客室の数	10室以上	5室以上	規定無し (1室でも可)

規制緩和を受けて普及した農林漁家民宿の開業

経営の比重

農林漁業 > 宿泊業

受入規模(無理しない)

小規模(1日数組まで)

開業の規制緩和措置

開業時の投資金額: 抑える



グリーン・ツーリズムの広がり〔動向〕

○ 農林漁家民宿の軒数

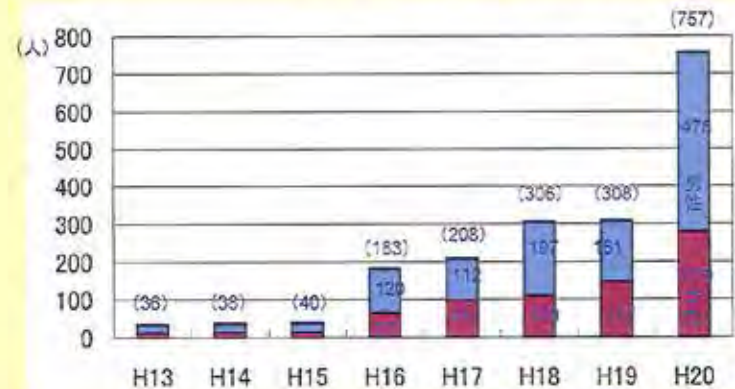
単位：軒

区 分	全 国 数 値
農 林 漁 家 民 宿 数	3, 6 7 1 軒
農(林)家民宿数	1, 4 9 2 軒
漁 家 民 宿 数	2, 1 7 9 軒

資料：農家民宿数は、2005年農林業センサス農林業経営体調査
漁家民宿数(農業との兼業除く)は、2003年産業センサス海面漁業調査結果

○ 農林漁家民宿関係(開業など)の研修参加者

((財)都市農山漁村交流活性化機構主催分)



((財)都市農山漁村交流活性化機構調べ)

○ 規制緩和を活用した農林漁家民宿開業の広がり

(軒数)



農林水産省農村振興局調べ(H21.4)

○ グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数の推移

(単位:万人)

区 分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
実績	770	777	795	813	844

農林水産省農村振興局調べ

“農林漁家民宿”が増加した要因

～ 学校教育旅行による農林漁家泊の普及～

農林漁家が“子ども達の受入家庭” (1軒当たり少人数泊)

家庭的な生活(規則正しい生活・家庭の食生活等)

家族的な交流(“家族の一員”としての役割・会話等)

本物体験(自然・文化・生活・勤労生産・環境保全等)



なぜ、学校は**農山漁村**での**交流・体験**を？

不登校・引きこもり・ニート = 社会問題の原因は、

1. 生活習慣の乱れ(**夜更かし、朝食欠食**)
2. 希薄な対人関係
 - ・ **保護者、地域の大人の関与が少ない**
 - ・ **仲間との接触が少ない**
3. 直接体験の不足(**体を動かす体験、自然体験の不足**)

交流・体験の機会を

文部科学省の方針

1. **生きる力**を育む “ **体験学習と道徳教育** ” の重視
2. **キャリア教育** (**職場見学・職場体験・インターシップ等**) 9